

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 東伸交通 (法人番号: 9011802022098) 代表者 佐久間 勝巳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区花畑3-27-9 (本社営業所) 東京都足立区花畑3-27-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月26日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	エム・ケー観光株式会社 (法人番号: 1021001021346) 代表者 守屋 貢
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県伊勢原市上粕屋1519-12 (本社営業所) 神奈川県伊勢原市上粕屋1519-12
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月26日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	横バス観光株式会社（法人番号：4021001041283） 代表者 市川 壽一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市内川2-1-22 (本社営業所) 神奈川県横須賀市内川2-1-22
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年9月24日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	狭山バス運輸有限公司 (法人番号: 7030002033666) 代表者 伏川 真由美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県狭山市柏原448-2 (本社営業所) 埼玉県狭山市柏原448-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月10日、労働局からの通報により監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社セレクト (法人番号: 5090002011916) 代表者 渡辺 友也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖234-1 (本社営業所) 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖234-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)